



毎事業年度の個人住宅の総貸付戸数に対する新たな条件による個人住宅貸付戸数の占める割合を、当分の一割を超えてはならないこととしていることは、公庫法の目的に沿った適切なものであり、賛成の意を表するものであります。

以上をもちまして私の賛成討論といたします。  
(拍手)

○渡辺委員長 次に、中村茂君。

○中村(茂)委員 私は、日本社会党を代表して、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案及び同法律案に対する修正案について反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、個人住宅貸付制度の現在の五分五厘貸し付けの拡大充実を図るべきであり、七分五厘貸し付けの新設については反対であります。五十一年度第一次分の申込状況を見ても明らかなどおり、九万三千戸の枠に対し十七万七千戸の申し込みがあり、八万四千戸が抽せん漏れになる実情であります。

また、限度額を引き上げる必要があります。

反対の第二の理由は、現行よりも、金利の高い制度を新設することは、財政の要請に基づくものであります。この制度が新設されるならば、財政当局の意向により「悪徳は良徳を駆逐する」のたとえのとおり、七分五厘貸し付けの枠が拡大し、五分五厘貸し付けが圧縮されることは火を見るよりも明らかであります。

反対の第三の理由は、修正案で新設の七分五厘貸し付けの枠を決めたとしても、新設について基本的に反対でありますので修正案についても反対であります。

以上のように、反対理由を申し述べましたが、この法律が昭和二十五年に制定され、その間二十数回にわたって改正されていることはその場しのぎの改正を行ってきたものであり、政府の一貫した住宅政策のなかつたことを意味しているものであります。

政府は一日も早く、国民のための住宅基本法を

制定し、それに基づいて多岐にわたる住宅の公的

資金の元化とあり方を検討されるよう強く要請して反対討論を終わります。(拍手)

○浦井委員 鳴井洋君。

改正案に対し反対の討論をいたします。改正案が既存住宅の購入資金の貸し付けや比較的規模の大きな住宅の新築に対し、これらを新たに貸し付けの対象とした点に関しましては、国民の要望にこたえる改善であると評価するものであります。

しかし、私たちが改正案に反対しなければならないのは次の理由によるものであります。

その第一は、新制度による金利は七・五%と予定されており、一般金融市場における金利よりは低いとはいえることによる金利に比して著しく高い率であります。

既存住宅を購入しようとする者は、多くの場合、経済的な理由によって住宅の新築ができず、その金利は本来低くあってしかるべきものであります。また今日の住宅政策の中で住みかえを容易にすることは、住宅ストックの有効な利用を図り、かつ新たな住宅建設を促進する上でもきわめて重要な課題であり、その金利において新築の場合と異なる率を設けるのは当を得たものではありません。

わが党は、改正案が貸付対象の拡大などにおいて改善点を持ったものであることを十分に評価をして改善点を持ったものであることを十分に評価をしながらも、なお以上の譲れない二点の理由によつて改正案に反対するものであります。

また、同法修正案につきましては、新しい制度の創設をあくまで前提とし、その運営について一定の制限を加えようとするもので、改正案の欠陥を基本的に改めるものではありませんから、反対をいたします。

わが党は、今日の住宅難を解消するためには、安い家賃の公的賃貸住宅の大量の建設が何よりも重要であると強調するものであります。同時に、個人住宅の建設、購入を希望する者に対しても、象とする新たな貸し付けにつきましても、この程度の規模の住宅は、特に地方におきましては決して広過ぎるというほどのものではありませんから、ことさら高い率の金利を設ける必要は認められません。

住宅金融公庫の貸し付けは、法律の目的に明記しているところ、「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅」を政府施策住宅として建設するためには「銀行その他一般の金融機関が融通する

ことを困難とするものを融通することを目的」としているものでありますから、その貸付金利は本来低い率でなければならぬのであります。新たに設けられる七・五%の金利は、高金利体系への道を開くものとして認めることはできません。

反対の第二の理由は、新制度による金利が政令で定められることとしている点であります。

従来、個人貸し付けの金利に対しては、これを法律で定めることとしてきました。法案審議の中

で政府もその歴史的経緯について認めたように、金利を政府の自由な裁量に任せ、わざわざ法律で定めることとしておるのは、そのことが住宅金融公庫法の目的にかなう低利で良質な貸し付けを保障するために必要なものであったからであります。これを法律から外して政令にゆだねようとするのは、今まで守られてきた住宅金融公庫の低金利の制度を危うくするものであると言わざるを得ません。

わが党は、改正案が貸付対象の拡大などにおいて改善点を持ったものであることを十分に評価をして改善点を持ったものであることを十分に評価をしながらも、なお以上の譲れない二点の理由によつて改正案に反対するものであります。

また、同法修正案につきましては、新しい制度の創設をあくまで前提とし、その運営について一定の制限を加えようとするもので、改正案の欠陥を基本的に改めるものではありませんから、反対をいたします。

わが党は、今日の住宅難を解消するためには、安い家賃の公的賃貸住宅の大量の建設が何よりも重要であると強調するものであります。同時に、個人住宅の建設、購入を希望する者に対しても、象とする新たな貸し付けにつきましても、この程度の規模の住宅は、特に地方におきましては決して広過ぎるというほどのものではありませんから、ことさら高い率の金利を設ける必要は認められません。

住宅金融公庫法は、制定以来二十余年の改正がなされたにもかかわらず、このような内容において逆行するものであります。反対理由の第三点は、個人向け住宅建設融資がすでに土地を確保している者しか対象としていることがあります。したがって、今日の高地価の住宅融資条件に比べ非常に劣っているにもかかわらず、さらに高利息の制度を導入することは時代に逆行するものであります。

反対理由の第三点は、個人向け住宅建設融資がすでに土地を確保している者しか対象としていることがあります。したがって、今日の高地価の住宅融資条件に比べ非常に劣っているにもかかわらず、さらに高利息の制度を導入することは時代に逆行するものであります。

より反対するものであります。

反対理由の第一点は、今日の住宅事情が昭和二十五年に住宅金融公庫法が制定された当時と大きく変わることであります。

今年度の予算案で明らかのように、公庫融資の中心は個人住宅建設に対するものであります。ところが、一戸建ての個人住宅の建設は石油ショック以来の土地代や建設資材費の異常な高騰で非常に困難になっています。住友銀行の調査によりますと、土地代を含む全国の標準住宅価格は、四十七年度には七百二十万円であったものが四十九年度には一千三百六十万円となり、わずか二年間にほぼ二倍に高騰しております。特に東京や大阪など大都市地域では都心から一時間余りのところでも二千万円もするとのことであります。このようないくつかわらず、公庫の一戸当たりの融資額は余りにも低額に抑えられており、しかも昨年と同額に据え置かれているのであります。

反対理由の第二点は、今回の改正案に新たに七・五という高利息の融資制度が導入されたことである。

従来の五・五%でも西ドイツを初め西欧諸国の中古住宅を購入するものでありますから、その金利は本来低くあってしかるべきものであります。また今日の住宅政策の中で住みかえを容易にすることは、住宅ストックの有効な利用を図り、かつ新たな住宅建設を促進する上でもきわめて重要な課題であり、その金利において新築の場合と異なる率を設けるのは当を得たものではありません。

わが党は、今日の住宅難を解消するためには、安い家賃の公的賃貸住宅の大量の建設が何よりも重要であると強調するものであります。同時に、個人住宅の建設、購入を希望する者に対しても、象とする新たな貸し付けにつきましても、この程度の規模の住宅は、特に地方におきましては決して広過ぎるというほどのものではありませんから、ことさら高い率の金利を設ける必要は認められません。

住宅金融公庫法は、制定以来二十余年の改正がなされたにもかかわらず、このような内容において逆行するものであります。反対理由の第三点は、個人向け住宅建設融資がすでに土地を確保している者しか対象としていることがあります。したがって、今日の高地価の住宅融資条件に比べ非常に劣っているにもかかわらず、さらに高利息の制度を導入することは時代に逆行するものであります。

反対理由の第三点は、個人向け住宅建設融資がすでに土地を確保している者しか対象としていることがあります。したがって、今日の高地価の住宅融資条件に比べ非常に劣っているにもかかわらず、さらに高利息の制度を導入することは時代に逆行するものであります。

し、私の討論を終わります。（拍手）

○渡辺委員長 以上で討論は終局いたしました。

○渡辺委員長 これより採決いたします。

まず國場幸昌君以外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多數。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多數。よって、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案は、國場幸昌君外一名提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

ます、提出者内海英男君から趣旨の説明を求めます。内海英男君。

○内海（英）委員 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付しております。

御承知のとおり本法律案の審議の過程におきましては、個人住宅の建設戸数の増加、貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長、土地取得資金の貸付対象範囲の拡大及び貸付限度額の引き上げ、閑連公共、利便施設に対する貸付条件の改善、住宅基本法制定促進と住宅行政の一元化等、特に議論

された重要な問題でありますので、ここに附帯決議を付し、政府に対し、本法の運用に当たって遺憾なきを期するよう強く要望するものであります。

以上が本法に対する附帯決議を付さんとする理由であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行にあたっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、個人住宅の建設戸数を増加し、貸付限度額を実勢に則した額に引上げるとともに、償還期間の延長等について格段の努力をすること。

二、個人住宅建設資金とあわせて貸付ける土地賃金については、その貸付対象範囲の拡大、貸付限度額の引上げ等その改善に努力すること。

三、大規模な開発事業にともない増加する地方負担の軽減を図るため、閑連公共、利便施設建設資金に対する貸付条件の改善に努力すること。

四、住宅政策の強化を図るために、住宅基本法の制定を促進するとともに、住宅行政の一元化について、格段の努力をすること。

右決議する。

き、ただいま修正可決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めるとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましては、今后その趣旨を十分に尊重し、今後の運用に万全を期して努力する所存であります。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行にあたっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、個人住宅の建設戸数を増加し、貸付限度額を実勢に則した額に引上げるとともに、償還期間の延長等について格段の努力をすること。

二、個人住宅建設資金とあわせて貸付ける土地賃金については、その貸付対象範囲の拡大、貸付限度額の引上げ等その改善に努力すること。

三、大規模な開発事業にともない増加する地方負担の軽減を図るため、閑連公共、利便施設建設資金に対する貸付条件の改善に努力すること。

四、住宅政策の強化を図るために、住宅基本法の制定を促進するとともに、住宅行政の一元化について、格段の努力をすること。

右決議する。

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

都市における生活環境の改善と公害及び災害の防除を図るとともに、屋外レクリエーション需要の増大に対処するためには、都市公園等の整備を緊急かつ強力に推進する必要がありますが、わが国における都市公園等の整備状況は諸外国に比べてまだ著しく立ちおくれております。

このような事態に対処するため、現行の都市公園等整備五ヵ年計画を改定して昭和五十一年度を初年度とする第二次都市公園等整備五ヵ年計画を策定するとともに、国も都市公園を設置することができます。

また、都市公園等の整備を図ることとした次第であります。

このように、この法律案を提案する理由であります

が、次にその要旨を御説明申し上げます。

まず、都市公園等整備緊急措置法の一部改正についてであります。建設大臣は、昭和五十一年度を初年度とする都市公園等整備五ヵ年計画を作成し、閣議の決定を求めなければなりません。

以上が、この法律案を提案する理由であります

が、次にその要旨を御説明申し上げます。

まず、都市公園等整備緊急措置法の一部改正についてであります。建設大臣は、昭和五十一年度を初年度とする都市公園等整備五ヵ年計画を作成し、閣議の決定を求めなければならないことといたします。

次に、都市公園法の一部改正についてであります。

第一に、国は都市計画施設である公園または绿地で、一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置するもの、または国家的な記念事業等として閣議の決定を経て設置するものを都市公園として設置することができることとし、その管理は建設大臣が行うことといたしております。

第二に、国が設置する都市公園のうち国家的な記念事業等として閣議の決定を経て設置するもの以外のものについては、その設置すべき区域を決するに際して、あらかじめ、その区域に係る都道府県と協議しなければならないこととするほ

ど、国が設置する都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めることといたしております。

○渡辺委員長 起立総員。よって、内海英男君外

三名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。竹下建設大臣。

○竹下國務大臣 本法律案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれは熱心な御討議をいたしました。

次五ヵ年計画ではほぼ四八%程度に引き上げてお  
ります。

うのが、非常に特徴的な第二次の五ヵ年計画であると思ひます。

○清水委員 よくわかりました

の割りには施設費もさほどかからないという要素がございます。

点を置きまして、第一次五カ年計画に比較して四倍以上の伸びを見ております。

国が都市公園をつくることにしたということは結構ですが、この五カ年計画を見ますと、五カ年で

定されてあるところと、どうのはどう、どうところで

第四番目に、都道府県が都市公園事業を行う要請が非常に大きくなってきておりますので、そぞ

二百三十億円ということでございます。特にイ号

○若田(泰)政務委員　國會公團の配置その他の基

て別に管理の方法等を定めることができることといたしております。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。（拍手）

○渡辺委員長 これより審査に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水徳松君。

的な質問に入りたいと思います。

ういう点であるか、また今度の公園法の改正で国営公園を都市公園の中に組み入れることにしたわ

けであります。その点、特に強調する点があります。  
ましら御説明願いたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 幾つかの点で特に強調したつもりであります、まず第一に、五カ年計画の

総投資規模でございます。これは、予備費を除き一兆五千四百億円ということで、第一次の計画の予備費除き八千億円に対し一・九三倍、大きく伸ばしたものであります。

第三に、公害あるいは防災対策の緩衝緑地に重点を置きまして、第一次五ヵ年計画に比較して四倍以上の伸びを見ております。

第四番目に、都道府県が都市公園事業を行う要請が非常に大きくなってきておりますので、そういった要請にこたえるため、大規模公園の整備に重点を置き、第一次五ヵ年計画に比較して約三・七倍といったしております。

第五に、ただいま先生おっしゃいましたような国が設置する都市公園を都市公園法体系の中に制度化いたしまして、あわせて国営公園の整備費を第一次五ヵ年計画に比較して五倍以上にふやしております。

第六に、都市の緑の環境を創造するために、都市緑地とか避難路としての効果のある緑道、こういったものを重点的に整備するため、新たに公園種別として項を立てることといたしました。

○清水委員 いま局長のお答えになつたように、予算を全般的にふやしておるということで、少しひいても公園を多くしていくということは結構であります。が、特にその中で、第一次に比べて第二次の五ヵ年計画、一年繰り上げて実施することになったわけですが、特別にこの五ヵ年計画でこれだけはひとつ重点的にやってみようという、いまの総花式な説明でなく、何かそのような超重点的なものがありましたらひとつお答え願いたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 国営公園を、これは從来も行っておりましたけれども、これを法律に正規に取り込み、かつ枠をふやして、従来単発的に個別にが拾われてきたものを、今後プロック別に配置するといった計画論的な配置をしようと、いう点が制度的には一番の重点かと思います。

○清水委員 こういう予算緊迫の折ですから、なかなかそういう抜本的な予算というわけにはいかないと思いますが、国営公園を特に公園法を改正して都市公園の中に組み入れてつくることにしたとい

うのが、非常に特徴的な第二次の五ヵ年計画であるが、そこで御質問申し上げますが、公園法の改正で国が都市公園をつくることにしたということは結構ですが、この五ヵ年計画を見ますと、五ヵ年で二百三十億円ということござります。特にイ号施設である第二次五ヵ年計画の予算としては、何とか額を出したというだけで、きわめて少ないような気がするのですが、いかがでしょうか。

○吉田(泰)政府委員 第二次都市公園整備五ヵ年計画では、現在国営公園として五つの公園に着手いたしますが、こういったものを引き続き整備を進めるということのほかに、新たに五ヵ年計画期間中にないし二ヵ所の整備に着手したいと思っております。二百三十億円という金額は、公園全体の枠から見れば小さいように見えますが、従来は大規模公園という項目の中に入れ込んでおりまして、実績としては約四十億円程度のものであったわけあります。したがいまして六倍に近いということで、相当伸びております。

なお、国営公園は確かに大規模なものでありますけれども、まず用地費について申し上げますと、国有地を主体として計画することにいたしてありますから、民有地の買収というのはその周辺最小限度を取り込むという程度で足りるわけでありまして、用地費の額が非常によくなくて済む。それから施設費につきましても、もともとある自然の景観を極力活用しつつ、一部を概成して供用を始めぐらすというものではありませんので、面積

〇清水委員 よくわかりました。  
それならば、現在、たしか一、二カ所とおっしゃったのですが、国営公園としていま新たに予定されておるところというのはどういうところでしうか。

○吉田(泰)政府委員 国営公園の配置その他の基準につきましては、政令で詳細に定めることになりますが、その要件というのは、誘致距離の標準を二百キロメートルくらいにしまして、比較的容易に利用することができるよう配慮する。当分の間は、そこまでもなかなか大きかねますので、数都府県の区域、いわゆるブロックの区域及び道の区域ごとに「一カ所配置していくことを目標にしていこう。その中で、この五ヵ年計画で新たに一、二カ所にかかる。この広域的な国営公園という分類の方は現在二カ所やつておりますから、さうに一、二カ所加えよう、それで、位置及び区域の選定につきましては、先ほど申しましたように、国有地を核としてすぐれた自然景観を形成しているような土地あるいは歴史的に重要な意義を有するような土地、こういった広域の見地から設置する公園または緑地にふさわしいものとして整備できるような自然的、社会的条件を備えている場所、そこでおむね三百ヘクタール以上の土地を求めて定めようというわけであります。

したがいまして第二次五ヵ年計画で、まだ具体的に候補地を決めているわけではありませんが、以上述べたような条件に適合する場所は全国各ブロックに幾つかあると思いますので、そういった中から今後、地元地方公共団体の意向等とも十分調整いたしまして、具体的な個所を選択いたしていきたいと思っております。

○清水委員 都市計画の中に国営公園を設置するという公園法の改正であるわけですが、従来の都市計画には関係なく、森林公園でもいろいろな国営公園ができておるわけですね。その場合と、今度公園法によって都市計画の中の都市公園とい

ことになるわけでしょう。ですから、その場合方自治体にとってどのようなメリットが出てくるか、その点。今までにはただ独立した国営公園であった。今度は都市計画の中に入つて都市公園になるというようなことで、それが地方自治体にとってどのような有利な点をもたらすかというとを率直にお答え願いたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 実は從来よりも、国営公園を法制化していないために都市計画決定しなければならぬとかというような規定もなかつたわけですがいまして今回初めて都市公園法に取り込むために、国営公園の基本的な性格というものが都市計画施設である公園または緑地ということであろうと思いまして、これをもつて定義としたわけでござります。從来からやつております国営公園にも、一つを除きましては、すべて実際には都市計画決定をしてまいりました。ですから、そういう意味で実質的には今回の改正後といえども変わらないわけですが、ただ、国営公園を必ず都市計画決定しなければならないように制度化したことによりまして、今後は国営公園をつくるためには、必ず所定の都市計画決定の手続、すなわち都道府県知事が市町村長の意見を聞いた上地元縦覧を行ない、かつ都市計画地方審議会の意見を聞きまして定めるということになることが法律上保障されることになります。したがいまして、地方自治体から見れば、都市計画全体の中で整合性をもつて都市公園を位置づけ、整備していくことができる、そういうことができるということになつたと考ひます。

○清水委員 私いまお聞きしたいというのは、整合性をもつて今度は計画ができるということです。だから、今までできないうまでもういいた点はございません。さういったよな面がありまして教えてください、こういうことです。現在うちの方にはあるのですから。

○吉田(泰)政府委員 国営公園といえども、都市計画決定を基礎に個所づけしていくかどうかということは、都市計画全体の中の整合性を考えながら配置するか、そういったものを余り意識しないのですから。

で配置するかの違いがありますから、地元にとても非常に大きな差になると思います。ただ、先ほど申しましたように、制度的には都市計画決定というような規定は国営公園についてはなかったのですけれども、実際上はやってまいりましたので、そういう意味では実際上は大差はない、こういう意味でございます。

○清水委員 実際に大差なかったら、公園法の改正なんて、別にそんなめんどくさいことはする必要はないような気がするのですがね。

それはそれとして、これから国営公園を積極的にやっていこうとする意欲が建設省としてはあるのかないのか。その構えの点だけちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○吉田(衆)政府委員 都市公園の中に取り込み都市計画決定を経た公園として定義いたしましたことは、おっしゃるとおり全国的に計画的な配置を将来に向かってしよう、一挙に数多く着工できないと思いますけれども、順次着工していくて全国で当面十カ所程度のものになるよう、そういう積極性を持った予算措置を今後とろう、こういう意味で都市公園法に取り組んだ次第でござります。

○清水委員 そこで、多少問題がそれるくらいもあるわけですが、いまアメリカ軍の基地が返還されまして、その跡地の利用の問題で三分割案なるものが出来まして大変論議されておるところであります。これは埼玉県の狭山市のハイドパークの跡ですね。昔の稻荷山公園がハイドパークとよくなつたわけですが、それを復元しようといふ運動がいま市、市民を挙げましてされておるわけです。これを平和記念公園、いわゆる記念公園でもいいしその他でもいいのですが、国営公園としたならば、狹山、入間市民としても満足するし、また国営公園だから國の所有には変わりがないわけです。ですから、三分割案を通しておる大蔵省としても満足のいく結果になるのじゃなかつた。いか、國の使用分に入るわけですから。両者とも満足するということですからひとつこの稻荷山

公園を軍事基地返還平和記念公園とでもして復活して、ハイドパークを国営公園の対象とする、そういう案を私はここで提案をしたいと思いますが、どうでしよう、大蔵省、建設省、御検討願えぬものでしょうか。お答えを願いたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 ハイドパークはいわゆるジョンソン飛行場百六十三ヘクタールの一部、もと住宅地跡の約二十二ヘクタールでござりますが、この土地はすでに返還されておりまして、四十九年の三月から大蔵省との間に狹山市が管轄委託契約を結んで、その委託契約に基づき狹山市が市民の憩いの広場ということで事実上公園的に活用しているという場所であります。

このハイドパークにつきまして、おっしゃるような平和記念公園といった銘を打って国家的な記念事業として国営公園とするないうようななつづきましては、少くもいままでそういうお話をどこからも出でおりませんで、私どもも全く検討したこと�이ありません。ハイドパークだけの規模から見れば国営公園として十分な規模とも思えませんし、今後検討は要するかもしれません、これを国営公園の候補地とするということはいまのところは考えていない次第でございます。

○清水委員 大体これは六万坪、周囲を含めるともっと広くなると思いますが、公園計画がありますので、それで大蔵省に払い下げを要請しまして、ま管理委託ということになっているわけですね。ですから、もし六万坪以上ありますと、面積の一つ限界があつて、とても小さくて問題にならぬということでありましたならば、これは最低限何万坪あつたらそういう資格に入るのか、もしありましたら教えてください。

○吉田(泰)政府委員 地方負担を伴う広域利用という種類の方の国営公園でありますと、おおむね三百ヘクタール以上ということを考えておりまます。いまおっしゃったような闇譲の決定を経て國家的記念事業等として行う場合には、別段法律上の制約はないのですが、それでも數十ヘクタールぐらいは普通あるものと私ども考え

し、基地の返還地は今後も続々と出てまいりますのであります。その中でも公園用地として確保していくところも相当出てくると思いますが、そういった中でこのハイドパークがその代表たるにふさわしいかというような問題もありますので、ただいまのところは考えていないと申し上げたいと思ひます。

○清水委員 持つてこれは三分割案の問題で大変問題になつてゐる段階でもありますから、この三分割案というものと国営公園というものをうまく組み合わせまして、それこそ整合性のある対策を今後とっていかないと、無用の混亂を住民と大蔵省あるいは国との間に起こすといふような目に起る」というような状態でござりますので、私はもちろんこの席に初めて一つの案として提起したわけですが、全然検討はできませんというようなことじやないと思うのですよ。六万坪になるならば資格に入るとか、あるいは三十万坪になれば資格に入るというような一つの法的な規制でもあるならばいざ知らず、これから国営公園を大いに強調してつくっていこうというのですから、その程度のことは考へられない、今後いろいろな面で皆さんのやり方が非常にしゃくし定規といふか、かたいよというような批判を受けるのじやないかと思いますので、一応その点強くひとつ検討していただきたいということを申し添えておきたいと思います。

それから、先ほども申し上げました武藏森林公園ですね。今度都市公園ということになるわけでありますが、ここについても国営公園として町の方と一応切り離されておったわけでしよう。

〔委員長退席、内海(英)委員長代理着席〕

ですから、その辺のところが整合性がなかつたと都市局長言われました。その点確かに整合性がなかつたろうと思います。今度は大いに整合性を強調されるわけであります、たとえばその武藏森林公園、国営公園ですね、これが約三百六ヘクターありますけれども、これは滑川村というところ

るにあるわけですが、その大体五分の一ぐらいあります。五分の一ぐらいの地所が固定資産税の対象になつておらないと言つて町と村当局には実は不満があるわけです。ですからこれは、どうしても整合性を今後考えていくといったようなことで、こういった不満に對しては何らかの形で十分にたえていくようにしていただきたい。これは自治省の関係であろううけれども、一応建設省としても御協力賜りたいと思います。特に地元に固定資産税が入っていないということですね。だからそれにかわるべき何らかの処置が必要じゃないかと、いうことが一つ。それからあそこは入場料を取つてゐるわけです。だけれども三分の一ぐらいは地元に還元するといつたような処置ができるぬものだろうかという要望も来ているわけです。それからまた、森林公園は特別の財團法人で運営されておりますが、それは税金がかかっていい。その法人は税金を納めていない。ところがその下請をやるのは全部税金がかかるといったようなことについても不満があるというようなことになつてゐるようであります。一方、町の方ではごみの処理の問題、あるいは消防の問題、それから水道、これは解決がついたようであります。いろいろその後始末の問題で、後始末というよりも関連したお世話の問題でいろいろと経費がかかっているようでありますので、その点について、やはり地元の要望というものは国営公園の場合もう少し親身になって考えてやる必要がないか。今度の都市公園法の改正によって整合性のあるそういう状態をつくり上げるということでありますから、そのような要望にこたえることによつて初めて整合性が出てくるるんじゃないかというふうに思います。特にこの近くは交通量が非常に多くなつて、そして最近三人も死亡事故を起こしておりますので、その点いろんな問題があつたのですから、ひとつ頭に置きながら、この問題についてお答えできる点がありましらお答えを願いたいと思います。

のわりに税金収入その他が普通の民間施設が立地する場合に比べて不利であるというような点も事情としてはわかるわけでございます。たとえば入場料などは取っておりますけれども、実際にかかるります維持管理費のごく一部にしかすぎないわけでございまして、収益が上がるというほどのものではもとよりないと、うような点その他がありますので、おっしゃる点、御提案の各種の点については困難な点がかなり多いと思いますけれども、一つ一つ私どもも問題点を洗い直して、何かできることがないかというような点で検討はいたしました。いと存じます。

○清水委員 ぜひそうしていただきたいと思います。せっかく今度は都市公園ということになるわけですから、ちょっととはこの法律が改正されて地方自治体にもメリットがあるというような状態にならないと、私はこの法律を無理して改正する何らの理由も出てこないんじゃないかという感じもいたします。

それから先ほどハイドパークの問題で、大蔵省せっかく呼んであります、ひとつお答え願いたいと思います。たしか特別財産の方を呼んでいます。

○松岡説明員 お尋ねのハイドパーク地区の件でございます。

先ほど都市局長からお話しいたしましたように、現在地元の狹山市にこのハイドパーク地区が管理委託されているわけでございますが、管理委託と申しますのは、長期的な最終的な利用計画が確定するまでの暫定的措置として行われているものでございます。そこで、長期的計画ということになりますと、これは先生御指摘になりました三分割方式ということで処理をさしていくだこうという方針でございます。ジョンソン飛行場、住宅地区が全体として百六十三万一千平米ございますが、この中にハイドパーク地区も含まれているわけでございますけれども、この百六十三万一千平米を原則として三等分いたしまして、三分の一の面積を地元地方公共団体に御活用願う、こういう

ことでございます。ただこの場合、この地区は来ますよ。国営公園のときに協力してもらえるかということです。

○清水委員 三分割案を聞いているんじゃないですよ。国営公園のときも協力してもらえたから、山市ののみならず入間市も半分関係いたしております

○松岡説明員 三分割方式に沿って処理いたしました。と思いますが、このハイドパーク地区について、国営公園ということが考えられるかどうか、こういう点につきまして大蔵省としての考え方を申し上げますと、この点は、先ほど都市局長からお答えした考え方と全く同一でございます。

○清水委員 大蔵省としても建設省と協力いたしましたて、この点について十分ひとつ検討していましたくよう。別に法的な制限があるわけじゃないですかね。前向きの姿勢をとるという一つの伺いをしますか、そのためにもぜひこういったような問題についてはひとつ協力をしていただきたいといふことを最後に要請をいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。

○内海(英)委員長代理 福岡義登君。

○福岡委員 私は、都市公園をどんどん整備してもらいたいという立場から若干の質問をしたいと思うのです。

都市公園事業の補助対象が非常に少ない、こう思うのであります。並びに事業費の補助率も相当引き上げられてはおりますがまだ低いと思うのですけれども、第二次五カ年計画の中で、補助対象なり事業費の補助率なりそういうものの引き上げについてどういうお考えを持っておられるか、お伺いしたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 第二次五カ年計画では、予備費を除いた総額一兆五千四百億円のうち補助対象事業費を七千三百四十六億円といたしておりますので、四七・七%ということになり、従来の平均四〇%に比べれば若干補助対象割合を高めた結果となっております。

補助率につきましては、新五カ年計画の発足に当たり別段引き上げの措置をとっておりませんので、四七・七%ということになり、従来の平均

が、補助裏の起債等につきましては先ごろから特別の枠を設け、充当率も市町村が七五%、都道府県、指定市が七〇%というふうに高めておりまして、これは從来都市計画事業債という大きな枠の中に一括して入っておって、かつ起債充当率が三〇%であったわけでござりますので、これも從前に比べれば進んできたものではないかと思います。

あと公害対策あるいは防災対策としての緩衝緑地につきましては、用地費は二分の一というふうに、これも引き上げられておりますが、私ども今後、用地費が特に三分の一と非席に低いわけでございますので、これを引き上げるということは、全体の国費の食い方が非常に大きくなりますし、片や事業を伸ばさなければならぬという点もありますので、その兼ね合いということでなかなかむずかしいわけでございますが、中でも緊急な市街地内の避難地等に役立つような、そういう防災上の見地の公園というようなものに力点を置いて、こういったものの用地費の補償率アップを今後とも強く努力してまいりたいと考えております。

○福岡委員 補助収象事業の方でこの特殊公園というのは一%ですね。地方単独事業はしたがって九九%になつてているわけですね。これはもう、一%といえばほとんど対象になつていないと言ってもいいぐらいだと思うのですが、あと住区基幹公園が四五%ですね。五〇%割つておるというのは、この特殊公園と住区基幹公園の四五%ですね。少なくとも補助対象事業を五〇%以上ぐらにはする必要があると思うのですが、特に特殊公園一%というものは申しわけ的なものであるようになりますが、これは特別な事由がありますか。

○吉田(泰)政府委員 特殊公園と申しますのは、動植物園とか墓園あるいは風致公園といったぐいのものでございまして、墓園など考えれば、処分なり貸し付けするなりして収益も上がる。動植物園等も同様の性格を持つております。こうしたことから公営企業債による財源措置が可能であ

るとか、全部が出し切りの金にならないで還元されてくる、こういった特殊事情があるのですから、非常に低い補助対象割合になつておりますが、この特殊公園そのもののウエートを、前五カ年計画ではかなり高かつたものを、それを低めましてほかの方の要素に配分しております。そういった結果が全体としての補助対象割合の拡大につながっているわけでありまして、各地方公共団体の過去の公園の整備の実績を見ますと、特殊公園も含めまして各種の公園をいろいろ取りそろえて事業をやっておりますから、大多数の公共団体にとってはやはり全体としての対象率アップが効いてくると考える次第でござります。

○福岡委員 次は、都市公園の用地問題についてお伺いしたいと思うのですが、全体的に国有地の利用あるいは公有地の利用ということが非常に大切になってきておると思うのです。例の立川飛行場の返還が来年三月末、こう言われるのでですが、これは五百五十三ヘクタールですか、非常に広大な土地であります。これを有効に利用するということは非常に大切だと思うのです。国土庁でいまプロジェクトチームを編成して五十一年度中の利用計画を策定するという作業を進められておるようですが、現段階どういう状態になつておるか、お聞かせいただきたいと思います。

われました副都心構想なども考えられるんですが、はなまきいかという点なんですが、東京のいまの都心から三十キロ圏、三十キロぐらいしか距離としてはなに考へわけですね。ですから、副都心をもしここに考へるといたしますと、首都圏の過密解消にはならない。私は結論から言いますと、ここは公園国営公園ぐらいにしまして、オーブンスペース的に計画をすべきではないか、こう思うわけであります。いろいろ構造物を建てる、そうして利用するというようなことはこの際考えるべきでない、こう思うわけあります。例の新首都問題の議論もあるわけですが、私はその新首都問題は別に考えるといたしましても、首都圏のこの過密状態を何消するという立場から考へますと、できるだけ公共交通政策をとるべきである。そうすると、三十九キ

○福岡委員 さような段階ではそれ以上の議論は進まぬと思うのですが、利用計画に対してもいろいろ要望が出ておるわけであります。いま長官のおっしゃいました防災関係あるいは教育研究機関あるいは業務機関、交通運輸関係、公園、住宅、こう幾つかの要望が出ておるのでありますが、たとえばヘリポート基地をつくるとか、そういう防災関係である程度この土地を利用するというのは必要かとも思うのですが、研究機関であるとか業務機関であるといったようなものを、ここへ移して大きなビルを建てていくということは、過密を促進することになると思いますので、そういうことだけは避けていただきたい、オープンスペースとして考えていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

に、まだまだ補助対象割合が低いと言わればそ  
のとおりかもしれません、まだ本当に他の公共  
施設に比べれば、量的に非常に立ちおくれて、け  
た違いにおくれている事業であります、その量  
を伸ばすということも非常に重要な要素ではない  
か。ほかの各種の事業の過去の経緯を見まして  
も、ある一定量に飛躍的に伸びるときに補助率等  
の対策も同時に講じている例が多いようあります  
ので、そういう意味ではまだ、都市公園全体と  
して補助率、補助対象率ともに大幅に拡大すると  
いうことは、逆に事業費を縮減するという恐れも  
出てまいりまして、両方の兼ね合いを相当慎重に  
検討しなければならないと思います。

補助要及び一般地方単独事業につきましては、  
これは先ほど申し上げました起債あるいは地万交  
付税、それから都市計画税、公害防止事業団が行  
う緩衝緑地等については財投資金、こういったも  
のが入っておりまして、そういった全体的な財源

〇金丸国務大臣 副都心という話も、これは煮  
まつたものでもないし、一つの考え方であると  
ということで、また先生のおっしゃられる公園の問題  
も一つの考え方だと私は思うので、ただ、副都  
市という考え方を申しましたのは、災害上、とき  
首都圏の中、ことに東京の中で大きな地震が起  
た、あるいは第二次火災が起きた、そういうよ  
うな場合、いわゆるこれに対処できる機能を一部  
そこへ移しておくことも必要ではないかといふ  
考え方も世論の中にはあるわけであります。それ  
固まつておるわけではないが、森林公园をつく  
ということについても傾向に値する御意見だ  
はこう思ふわけでありまして、今後これをまと  
めていく上におきましては、十分参考としてまい  
たい、こういうように考えておるわけであ  
ります。

なまとまったく土地でありますし、そういう意味では非常に貴重であります。したがって、各方面からいろいろな利用の希望なり提言がなされているわけでございますが、国土庁でもいろいろこの問題を検討されておられますので、建設省といたしましても、部内にこの跡地利用の検討班を設けまして、その中には世上言われているいろいろな構想、主なるものはすべて一応は取り上げて検討しつつ、できるだけ早く結論を出すべく努めているところであります。こういった検討の中では、建設省だけの考え方でも物になりませんので、国有財産当局である大蔵省とか、なかなかく地元公共団体、こういった意向も十分反映させる必要があると考えております。お説のような大規模公園の候補地ということも当然その中に含めて検討いたしたいと思っております。

○福岡委員 これで終わりますが、国土庁としては、いまプロジェクトチームで作業を進めて、今

○福岡委員 分割利用などは適当でないのでは納ま  
かふせて一括利用の計画を検討していきたい、こ  
のところは私も賛成でございます。ただ、いる

はこう思うわけでありまして、今後これをまとめていく上におきましては、十分参考としてまいりたい、こういうように考えておるわけであります。

○福岡委員 これまでの候補地ということでも当然その中に含めて検討いたしたいと思っております。

いうことは、逆に事業費を縮減するという恐れも出てまいりまして、両方の兼ね合いを相当慎重に検討しなければならないと思います。

各関係省庁とも十分連絡をとる中で、また先生方の皆様方の御意見も十分踏まえてこの問題を解決してまいりたい、このように考えておるわけであります。

そこへ移しておくことも必要ではないかといふ  
え方も世論の中にはあるわけであります。それ  
固まつておるわけではないが、森林公园園をつく  
と、いうことについても頃廻に直する御意見だ、

建設省だけの考えで物になりませんので、国有も財産当局である大蔵省とか、なんんすべく地元公会議団体、こういった意向も十分反映させる必要があると考えておりまして、お説のような大規模公園化するのも考へておる

対策を、今後とも努力して少しずつでも高めていきたいと考えております。

○福岡委員 次は、都市公園の用地問題についてお伺いしたいと思うのですが、全体的に国有地の利用あるいは公有地の利用ということが非常に大切になってきておると思うのです。例の立川飛行場の返還が来年三月末、こう言われるのですが、これは五百五十三ヘクタールですか、非常に広大な土地であります。これを有効に利用するということは非常に大切だと思うのです。国土庁でいまプロジェクトチームを編成して五十一年度中にこの利用計画を策定するという作業を進められておるようですが、現段階どういう状態になっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○金丸国務大臣 立川の米軍基地につきまして、来年の三月あるいはそれに近い状況の中で返還されるということになりますて、この土地については、いわゆる分割していろいろの場面に利用されるということについてはこれは考えなくちゃならぬ。これは御案内のように、国有地とともに立川飛行機の持っている私有地であるわけでございますが、これにまあ大きく網をかけて、一括、考え方を一つにして、公園もこれはしかし、あるいは第二副都心のような考え方で考える方も方法であるかもしらぬし、いろいろそういう面につきましていま検討いたしておりますわけでございますが、どちらにいたしましても、地元の意向も十分くみ、また地元の考え方もくみ入れて総合的にあの土地を利用することが、これは今後のあり方ではないかという基本的な考え方を持っておるわけであります。今後の詳細な方面につきましては、地元、

われました副都心構想なども考えられるんではなかという点なんですが、東京のいまの都心から三十キロ圏、三十キロぐらいしか距離としてはないかと、そういう点なんですが、東京のいまの都心から三十キロ圏ぐらいにしまして、オーブンスペース的に計画をすべきではないか、こう思うわけであります。いろいろ構造物を建てる、そうして利用できるというようなことはこの際考えるべきでない、あるわけであります。例の新首都問題の議論もあるわけですが、私はその新首都問題は別にない、首都市のこの過密状態を解消するという立場から考えますと、できるだけ小さな立川に副都心などを考えていくと、どういった立場でない。たまたま、いま法案がかかつてありますのが都市公園法の一部を改正する法律案でありますので、私は一つの考え方として、国営公園などを考えていくべきではないかということを考えおり、強くそれを要望したいのですが、この辺について国土庁長官としてどうお考えになれるか。

○金丸国務大臣 副都心という話をも、これは煮まつたものでもないし、一つの考え方であるということで、また先生のおっしゃられる公園の問題も一つの考え方だと私は思うので、ただ、副都心という考え方を申しましたのは、災害上、ときどき、首都圏の中、ことに東京の中で大きな地震が起きた、あるいは第二次火災が起きた、そういうよ

○福岡委員 さようの段階ではそれ以上の議論は進まぬと思うのですが、利用計画に対してもいろいろ要望が出ておるわけあります。いま長官のおっしゃいました防災関係あるいは教育研究機関あるいは業務機関、交通運輸関係、公園、住宅、こう幾つかの要望が出ておるので、たとえばヘリポート基地をつくるとか、そういう防災関係である程度この土地を利用するというのは必要かとも思うのですが、研究機関であるとか業務機関であるといったようなものを、ここへ移して大きなビルを建てていくことは、過密を促進することになると思いますので、そういうことだけは避けていただいて、オープンスペースとして考えていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

この立川基地について、建設省の方は何か、立川基地問題に関連をしまして国土庁、あるいは関係方面と言えば大蔵省だと思うのですが、特段の希望を出しておられますか。

○吉田(泰)政府委員 立川基地の跡地は、首都圏の東京周辺、便利な場所に残された非常に大規模なまとまった土地でありますし、そういう意味では非常に貴重であります。したがって、各方面からいろいろな利用の希望なり提言がなされているわけございますが、国土庁でもいろいろこの問題を検討されておられますので、建設省といいたしましても、部内にこの跡地利用の検討班を設けまして、その中には世に言われているいろいろな構想、主なるものはすべて一応は取り上げて検討しておられますので、建設省といいたしまして、できるだけ早く結論を出すべく努めていきます。

年度じゅうに一定の方向をまとめて、こう言つておるわけです。建設省が、いま都市局長の話のように、まだそこまで構想は固まってないようなことはちょっとさびしいと思うのですが、積極的に国営公園くらいの構想を描いて、それを持ち込むくらいの積極的な姿勢を示していただきたいということを強く要望しまして、私の質疑を終わらたいと思います。

○内海(英)委員長代理 浦井洋君。

今回の都市公園法の改正の中の、そのものすばりありますけれども、国の設置に係る都市公園のうち、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する公園または緑地、イ号該当国営公園と言われるおそれがありますけれども、これについて、二点ほどお伺いしたい。

この分の都市公園、これは全国的にどういうふうな配置になるのかという点が第一点。

第二点は、十二条の三、二項のところに書いてあります、この公園の設置及び管理によって他の自治体が利益を受けるときに、その受益の限度において、負担金の一部を分担させることができます。こういうような項目を入れたその根拠と、具体的に分担金の算定基準というのはどういうふうに考えておられるのか。その二点についてお伺いをしたいと思います。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○吉田(泰)政府委員 いわゆるイに該当する国営公園の全国的な配置構想について申し上げますと、私ども将来計画としては、誘致距離二百キロメートルを標準として数府県に一ヵ所といったような配置を考えておりますが、一挙に数多く着手しても未完成品ばかりになりますので、遂次整備していくべきだ。そういう意味で、当分の間は、いわゆる東北とか関東とか近畿とか、大体地方建設局の所管区域に当たるようないわゆるブロックについて一つずつぐらりをつくり上げていくといふことを当面の目標にしたい、こう思います。

なお、この五ヵ年計画中に現在実施中の二ヵ所所

のほか新たに着手しようといふものは、まだ場所は決まっておりませんが、今後検討を重ねまして、一ないし二ヵ所追加したいということをございます。

次に、イに該当する国営公園の地方負担の根拠いかんということでございますが、これは口に該当する閣議決定を経た国家的な、まさに国策そのものとして行われるものとは違いまして、現在でも県が相当大規模な県営公園をやっております

が、さらに大規模になり、施設内容も充実して、少なくも数府県の利用にわたるような公園ということになりますので、国が相当の費用を負担して設置する必要があるだろうと思つたわけでありますが、しかしその所在都道府県とか市町村等地元の住民が、やはり至近距離にある関係で他の地域離れた地域の方々よりは利用回数、利用度合いも高いだろう、それだけ受益が大きいだろうことが妥当ではないかと考えております。

なお、そういう地元の都道府県以外の都道府県とかあるいは市町村に地方負担分の一部を分担させる根拠規定を置いております。これは所在する都道府県のみならず所在する市町村も当然受益がありますでしょし、あるいは所在する市町村に近接するような市町村あるいは所在する都道府県に近接する都府県というようなものも、距離が近いだけに利用するということも当然考えられるわけであります。こういった場合に分担金を取ることのできる根拠規定は少なくとも要るであろう、こう考えたわけであります。

実際の算定方法は個々の場所によつていろいろの事情を複合して考えなければなりませんが、普通的になれば結局その公共団体の住民の利用の度合いといふことになるかと思いますから、利用箇域内の人口とか通常の交通機関によつてそくとともに、御審議いただいております都市公園に到達する距離だとか、こういったことが算定の根拠の主なるものになるのではないかと考えております。

○浦井委員 建設省にお伺いをしたいのですが、

三の二項というように限定をしてお尋ねしたわけです。いま一項も説明していただいたわけですが、ひとつ簡潔に答弁をお願いしたいと思うわけです。時間がないわけですから。

そこで建設大臣によく聞いておいてもらいたいのです。

建設省は緑のマスター・プランをつくるといふことで、今までの公園のイメージというものは用

われた施設が町の中に点在しておるようなものであります。これをマスター・プランをつくってどんどん公園をつくって、町全体が公園という形の町づくりを進めて、緑の中に町があるようなものにしたい。非常に意氣たるやうでありますし、国民もそうなつてほしいと願うわけですが、意気だけはいかぬわけでありまして、これを具体的に実現するにはしっかりと見通し、長期計画それから具体的な施策、こういうものが必要だというふうに私は思つたわけなんですねけれども、その辺、本当に大臣として自信があるのかどうか。こういううたい文句はおしりの方がこそばゆうことなつてくるのではないかと私はそんたくするわけですが、大臣どうですか。

○竹下國務大臣 いわゆる緑化センターでマスター・プランをつくる、これはどういう方法で策定していくかについては現在検討中の段階であります。

が、総じて言えますことは、今日なお緑として存在しておるものを探査する、これが一つの方法であると思うのです。それともう一つは、もとより新しい緑を造成していく。保全と造成を車の両輪として豊かな都市づくりを進めまいりたい、そういうふうに基本的には考えておられます。が、総じて言えますことは、今日なお緑として存在しておるものを探査する、これが一つの方法であると思うのです。それともう一つは、もとより新しい緑を造成していく。保全と造成を車の両輪として豊かな都市づくりを進めまいりたい、そういうふうに基本的には考えておられます。

具体的な問題としては、緑地保全地区とか風致地区、また開発許可に当たりましても良好な林地を保全していくとか、緑の保全を完全に図つていいの公園に到達する距離だとか、こういったことがあつたわけであります。

たまたままきようの閣議で決定いたしました今後

た街路樹等をなお一層進めていく、そうしてまた都市にござります官庁街等の中——これは緑ではございませんが、ことしの外務省の敷地内における桜が大変な話題を呼びましたので、あと何本植えようかと、この間行つてみましたが、なかなか場所が見つからなかったのでありますけれども、そうした総合的な都市緑化対策というものを、もとより地元地方公共団体とも協議の上で総合的に推進してまいりたい、このように思つております。

○浦井委員 都市局長、私はわざわざ第十二条の

都市にござります官庁街等の中——これは緑ではございませんが、ことしの外務省の敷地内における桜が大変な話題を呼びましたので、あと何本植えようかと、この間行つてみましたが、なかなか場所が見つからなかったのでありますけれども、

そこで建設大臣によく聞いておいてもらいたいのです。

建設省は緑のマスター・プランをつくるといふことで、今までの公園のイメージというものは用

われた施設が町の中に点在しておるようなものであります。これをマスター・プランをつくってどんどん公園をつくって、町全体が公園という形の町づくりを進めて、緑の中に町があるようなものにしたい。非常に意氣たるやうでありますし、国民もそうなつてほしいと願うわけですが、意気だけはいかぬわけでありまして、これを具体的に実現するにはしっかりと見通し、長期計画それから具体的な施策、こういうものが必要だというふうに私は思つたわけなんですねけれども、その辺、本当に大臣として自信があるのかどうか。こういううたい文句はおしりの方がこそばゆうことなつてくるのではないかと私はそんたくするわけですが、大臣どうですか。

○竹下國務大臣 いわゆる緑化センターでマスター・プランをつくる、これはどういう方法で策定していくかについては現在検討中の段階であります。

が、総じて言えますことは、今日なお緑として存在しておるものを探査する、これが一つの方法であると思うのです。それともう一つは、もとより新しい緑を造成していく。保全と造成を車の両輪として豊かな都市づくりを進めまいりたい、そういうふうに基本的には考えておられます。が、総じて言えますことは、今日なお緑として存在しておるものを探査する、これが一つの方法であると思うのです。それともう一つは、もとより新しい緑を造成していく。保全と造成を車の両輪として豊かな都市づくりを進めまいりたい、そういうふうに基本的には考えておられます。

具体的な問題としては、緑地保全地区とか風致地区、また開発許可に当たりましても良好な林地を保全していくとか、緑の保全を完全に図つていいの公園に到達する距離だとか、こういったことがあつたわけであります。

たまたままきようの閣議で決定いたしました今後

字については先生のお手元へどうせ届いてくるであります。私がなりに投資額でベストテンをとつてみますと、道路、電気通信、下水道、国鉄・鉄建、これが四強でございます。それから学校、住宅、治水、農業、上水道・簡易水道、港湾、これがベストテンということになるわけであります。しかし構成比から見ますと、道路と港と国鉄とがシェアはダントンをいたしております。今度は構成比の伸び率のベストテンとでも申しますか、これは上水・簡水それから学校になり下水になります。そこ農業になる、これがベストフォアであります。それからあとが廃棄物、厚生福祉、治山治水、都市公園、農林漁業、電気通信。都市公園も一応ベストテンの仲間入りをするようになつたな、こういう感じであります。説明を受けておりました。そして経済成長率を六%程度といふものに見て、基本的には従来の成長型の経済見通しから暮らし中心の経済見通しにしていこう、そつて中で考えますと、物価上昇も過去にあつたことであろうではないし、またあらしめではならぬということがありますと、今度の五カ年計画は金は当然といたしまして、事業量においても極力達成する努力が可能ではなかろうか。

ただ、先ほど来御議論になつておりますいわゆる補助率の問題であります。これについて、こういう長期計画枠が決まりますと、補助率を上げる勢いそれが今度は投資額、国費ベースで見て今度は事業量との兼ね合いになる、そのところをどう考えていくかということでまだ工夫をしておる段階であります。きょう局長もちょっとお答え申し上げておきましたように、たとえは類似するものとして、学校の敷地が大体三分の一なんです。ところが人口急増地帯に限つて二分の一になつておるのです。そこで考えられるのは、国土庁がその所管であります。防災会議というものの、根拠法としては災害基本法をもとにしての中央防災会議、これは総理が座長であります。そういうところでオーソライズされた、いわゆる防災避難というような形でこれを指定された区域

等でもって、何らかの特別な補助率アップあるいは別の枠の中から事実上の事業費を確保する努力をするかというの、私は五十二年の予算編成の鉄・鉄建、これが四強でございます。それから学校、住宅、治水、農業、上水道・簡易水道、下水道、国鉄、これがベストテンということになるわけであります。しかし構成比から見ますと、道路と港と国鉄とがシェアはダントンをいたしております。今度は構成比の伸び率のベストテンとでも申しますか、これは上水・簡水それから学校になり下水になります。そこ農業になる、これがベストフォアであります。それからあとが廃棄物、厚生福祉、治山治水、都市公園、農林漁業、電気通信。都市公園も一応ベストテンの仲間入りをするようになつたな、こういう感じであります。説明を受けておりました。そして経済成長率を六%程度といふものに見て、基本的には従来の成長型の経済見通しから暮らし中心の経済見通しにしていこう、そつて中で考えますと、物価上昇も過去にあつたことであろうではないし、またあらしめではならぬということがありますと、今度の五カ年計画は金は当然といたしまして、事業量においても極力達成する努力が可能ではなかろうか。

ろが從來の惰性の中で考えられる場合にそのシェアがダウンしていくというのは、これは担当者としてはかなりショッキングなことだと思うのであります。にもかかわらずここまでそれなりに協力してもらつたと私も思うわけあります。ただ、私自身もなるほどなと思うのは、時代のニーズにおいて下水道が大体公園並みだった、こういうのですね。それがよかれあしかれ四強のうち三番目になるようになつた。そうすれば、かつて下水道に集中しておつたニーズが新たな力としてロマンを求める、緑の中に町があるというようなニーズに変化といいますか、そういうニーズがさらにふえてくる背景というものが現実に整いつつあるのではないか、國民のニーズの中に。そうすれば、その背景にこたえてこれらがどんどん、やはりシェアが伸びた伸びたといいましても本当は〇・一兆だけであるわけですから、さらにもっと迫力ある政策の推進に努めなければならぬ、それをしなければならぬと私も思つております。

○浦井委員 最後に一つ具体的な問題をお聞きしたいと思うのですが、四十九年に成立した例の生産緑地法、これの生産緑地地区の指定状況はどうなつておるかということと、それからその前の四

十八年に成立いたしました都市緑地保全法に基づくところの緑地保全地区の指定状況、これがどうなつておるか、それをどう評価しておるかということについて、時間がないので要点だけ都市局長に……。

○吉田(泰)政府委員 生産緑地法は施行後一年ぐらいの間はわずか二市で第二種生産緑地地区が指定されたにすぎませんでしたが、その後漸次この趣旨も浸透いたしまして、現在では東京都の世田谷、杉並、練馬区のほか、二十三市において第一種、第二種生産緑地合わせて六百五カ所、面積にして三百七十六ヘクタール指定されております。三大都市圏のAB農地が現在約一万三千ヘクタール余りでありますので、この三倍程度に当たるわけでございますが、私ども法案制定当時、まあ一

〇吉田(泰)政府委員 お答えになりますが、それは制度上も指定が進まないのは当然だというふうに思つて改善をせひやらなければならぬ、このように思つたなんですが、この

から見ればまだ十分軌道に乗っているとは評価できないと思います。次に、都市緑地保全法による緑地保全地区は四十四カ所、面積百二十二ヘクタールが指定されておりまして、從来から首都圏、近畿圏の近郊緑地積は千三百六十九ヘクタールになります。まあ緑地保全地区も、規制が厳しいことに加えて都市全域にわたる緑地の現況、将来構想を踏まえませんとなかなか指定しにくいのですから、いまのような状況にすぎませんが、近く東京都、川崎市でも指定が予定されておりまし、今後も各都市の調査が進むに従い指定が進むものと思います。

○浦井委員 私は、生産緑地の方はなかなかむずかしいのだろうということをふうに思います。逆に都市緑地保全地区の方は、もつと努力をして指定をふやしていくというふうなことをやらなければならぬのではないか、PRなり努力なりが不足しておるのではないか。いまも都市局長は規制が厳しいので、ということを言われたなんですが、確かにそうで、やはり指定をされるといろいろと行為の制限を受ける。それに対する損失の補償であるとか、あるいはなおかつ土地の買い入れのときの補助率の問題、こういうふうなことの、それこそかかいいところに手の届くようなところに入ります。

○渡辺委員長 新井彬之君。  
○新井委員 初めに大臣にお伺いしたいのでございますが、諸外国に参りますと、いろいろな公園がございまして、必ずその公園を見て帰るという方が多いようございますが、大臣、どうしても日本の国で見ていくてほしい公園というのはどこがござりますか。

○竹下国務大臣 お答えになるかもしれませんか、わが国の住宅環境が、どちらかといいますと自分の家に庭がある、こついうような慣習からして、日本人の体質には少なかつたと思うのであります。

○吉田(泰)政府委員 緑地保全地区の指定促進のために、まず買取りの場合の譲渡取得税二千万円控除というものがありますほか、自治省と折衝いたしまして、昭和五十一年度から新しく緑地保全地区内の土地の固定資産税の減額が図られるよう指置いたしました。山林ならば二分の一に評価する、宅地であれば、その宅地の総面積に対する樹木の生えている面積比によりまして最高二分の一まで評価を減額するというようなことでございました。

○新井委員 今回この改正によりまして国営公園がはつきり法制化されたということについては前進だと思いますが、先ほどから議論がありますが、最終的には都道府県に一ヵ所ずつそういうものを設置する目標であるということとか、いろいろあるわけなんですが、現在一人当たり三・四平米、それをとにかく四・五平米まで五カ年かけて持っていく、昭和六十年には九平米にしようと、そういうようなこととか、あるいはまた公園法の施行令には六平米にするというような一つの基準があるわけです。日本のこの国土にあって公園と市公園の用地補助率についても、三分の一であるものを防災対策上役立つような都市公園についても、そういういた意味の防災対策上重要な場所は特に力を入れて補助率アップを検討したいといつた量との兼ね合いが常に問題になりますが、先ほど申し上げましたように、たとえば都

市公園の用地補助率についても、三分の一であるものを防災対策上役立つような都市公園についても、そういういた意味の防災対策上重要な場所は特に力を入れて補助率アップを検討したいといつた量との兼ね合いが常に問題になりますが、先ほど申し上げましたように、たとえば都

市公園の用地補助率についても、三分の一であるものを防災対策上役立つような都市公園についても、そういういた意味の防災対策上重要な場所は特に力を入れて補助率アップを検討したいといつた量との兼ね合いが常に問題になりますが、先ほど申し上げましたように、たとえば都

見直し前の現行の構想によれば、御指摘のように昭和六十年ごろまでに都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積をおおむね九平米まで確保したい、こういう構想を持っておりまして、九平米というのは半端な数字のようですが、欧米水準の約半分という意味で、学者の先生方も当時そういう構想に賛同されたものでございます。もとよりそれよりさらにも長期にわたって最終的なあるべきものはということになれば、だんだん住居の様式も都市の様式も欧米並みのような立体都市になっていくわけでありますから、個人の庭に頼るやはり欧米並みぐらいには持っていただきたいというのが最終的な目標とは言えると思います。

○新井委員 それからもう一つ、これは大臣にお伺いしておきたいのですけれども、この公園とか緑地に対する要望がいろいろのアンケートでたらされておるのでそれとも、具体的な一番新しいアンケートを昭和五十一年五月十一日に時事世論調査というところで特報としてとつておりますが、そこを見ましても非常に――「大都市での緑化」という欄で「日本の大都市での人口一人当たりの公園・緑地面積は欧米諸国の大都市をはるかに下回っています。あなたたは大都市での緑化を進めるためには、この中では何がもっと必要だと思ひますか。」という質問に対しまして、「国が都市の緑化についての一貫した政策を打ち出す」これが三四%です。それから「地方自治体が公園や緑地をつくる」が二八・五%、「住民一人一人が草や木を植えるなど緑化を心がける」三四・四%、「その他、わからない」というのが一三%です。「住まいと緑」のことについてのアンケートについては、「多少生活上は不便でも緑の多いところに住みたいと思いますか。」ということについては「緑はなくても便利なところ」がいいというのが二三・三%、「不便でも緑のあるところ」というのが五九・一%です。それから「緑化への協力」について、もしも公園等をつくる場合に地方公共

団体に協力しますか、用地買収等についてですね。「積極的に協力する」というのが二六・四%、「やむをえず協力する」三四・四%。このやむを得ずというのは、内容がどういう内容かわからず、協力はしたいけれどもはつきりしないとわからないけれども、とにかくそれは公園とか来るなら協力したい。こういうぐあいに大きく変わってきてるよう思います。

そこで、やはりこの緑地の希望は、私たちいろいろなところに行くのですけれども、早朝野球なんかをやっておりまして、なかなか小学校等貸しませんから空き地あたりで野球をやっております。あるいはまた子供さんの遊び場等がないとか、何か健全な青少年の育成のためのスポーツをやろうとしてもなかなかかそういう場所がない。それからもう一つは、公園といいましても本当に外国人に見られるような充実したような公園がありませんから、本当にその活用というものにある程度限度があるではないかというようなことがいろいろあるわけでございますが、この公園の国民の要望について、大臣も至るところに行かれていると思いますけれども、どのように受けとめておられるか、それを聞いておきたいと思います。

○竹下国務大臣 これは私は、国民生活がある種の安定の度合いを加えれば加えるほどそうした生活環境、なまんづく縁を求める心とかとしたものはそれに比例して伸びていくものであると思っております。したがいまして、今日までニーズの変化というもので、いまの世論調査にも私はあらかじめおると思うのですが、比較的そういう土地提供等の協力をするかという種のアンケートは、総論は賛成でありますがはさて自分のところとなると各論は反対というのが、日本人今までのややもすれば批判された点であろうと思うのであります。それがいま新井先生お読みのごとく、積極的に協力するという意思表示というものは、少なくとも総論も賛成であるが各論もまた賛成である、こういうふうにも受けとめられますので、私たちの構え一つで、いわゆる政策立案

政策実行の構え一つで、従来とはそういうものに對する御協力をいただける環境も違ってきたのではないか。やはり健全なる精神が健全なる肉体に宿る以前に、また健全なる社会環境の中に健全なる思想も存在するという考え方には私も同感であります。そしてまた、いろいろよく討論会とか対談とかそういうところに出るのでありますから、ただ縁に対する感覺というのは意外とやはり年齢差があるものだな、縁がなくとも便利なところに住みたいというのではなく私は年齢的に若い方にむしろ多いのではなかろうか。こういう感じがするわけであります。心のゆとりができたならば、当然のこととして縁をこよなく希求する心がまた生じてくると私も考えております。

○新井委員 国営公園が、法改正する前にいろいろと各地方団体から要望が出ておりますね。たとえて言いますと、淀川河川公園に関する要望とか出ております。これは今回の改正によりまして三分の一が国費である、それから三分の一が地方負担と、少し前進をしているわけでございますが、このときの要望というのが、淀川の河川公園等については、どうしても国営公園であるということから、飛鳥とか武藏野並みに一〇〇%の国庫負担でやつていただきたいというような要望がたくさん出でていたと思うのです。それからほかの方におきましても、先ほどから問題にありました補助率とか補助対象率、これをアップしていただきたい。いまも建設大臣から御説明がありました事業量を拡大しなければいけないからという一つの考え方ですね。それから地方についても少しお話があつたわけでございますが、地方へ行きました、実際公園までなかなか手が回らないというようなところもたくさんあるわけですね。したがいまして、どうしても公園を整備していく上においては、補助率と補助対象率をやはりアップしなければいけない。国営公園の場合なんかはもう率先切って、まあ建設省では各プロック七カ所程度にまず第一段階考えておられるようですが、明確に人口が集中しているような府県については、これ

はもう国営公園を一つずつ国が率先してつくるん  
だ。まあこの五六年計画という意味じゃないので  
すよ。じゃないのですが、少なくともこの昭和六  
十年時点には九平米になっているんだ。そのとき  
にはやはり国営公園というものを国が率先してそ  
ういう国費でもってやっていく、それから補助率  
とか補助対象率についても、これはやはりどうし  
ても考えていかなければいけないんだ、こういう  
ことがあるわけでござりますが、そういう件につ  
いてお伺いしておきたいと思います。

○吉田(寒)政府委員 淀川の国営公園は、今回の  
制度化に先立つて地元との話し合い、要望によっ  
てすでに淀川治水百年を記念すると銘打ちまして  
始められているところでござります。これは従来  
の話し合いで、国と地方がそれぞれ半額、半々に  
持ち寄るということで実行してまいりましたが、  
今回の法改正に取り込まれますと、国が三分の一  
建設費を持ちますから、従来よりは地元負担が減  
るということになります。まあ一〇〇%負担とい  
う具体的な希望は私どもの手元には当時からな  
かったよう記憶いたしておりますが、いずれに  
しても、今回の法改正によって淀川は地方負担が  
軽減されます。

その他補助公園につきまして、補助率、補対率  
の問題、地方によつては非常に深刻な問題があろ  
うかと思いますけれども、やはり何としても現在  
程度の小規模な枠の中であまたの要望にこたえて  
いくということを考えますと、こういったものの  
改善も時を追つて漸次少しづつやっていくという  
ことのほかはないんではないかと考えている次第  
でございます。しかし、補助裏等についての起債  
とか交付税の単価アップとかいろいろな手当でも  
ありますし、都市計画税なども、公園だけにひも  
つきになっているわけじゃありませんが、公園等  
に十分使える財源でありますので、そういった点  
を総合して当面の五六年計画を進めてまいりたい  
と存ります。

國は昭和五十年四月一日現在で都民一人当たり一・六平米、都市公園法施行令による住民一人当たり六平米の四分の一にしかならない。このため都は当面の目標として、昭和五十五年度までに都民一人当たり五平米の公園面積を確保すべく努力しているが、事業費に占める国庫支出金が昭和四十九年度で一・〇%にすぎず、都単独費による負担が過大となっているため、現下の都の財政事情では対処できない現状であるというようなことがいろいろあるわけです。

もう一つお伺いしておきたいんですが、この公園については基準がございまして、児童公園とか近隣公園ですね。児童公園の場合は誘致距離が二百五十メートルの範囲内で一ヵ所、それから〇・二五ヘクタールの面積を標準とする。また近隣公園も、一近隣住区当たり一ヵ所を誘致距離五百メートルの範囲内でやる、こういうぐあいに決められていることは非常に結構なんですが、なかなかそういうような状態にはなっておりませんね。確かにできる地域についてはよくできているところもあるかもわかりませんけれども、なかなか児童公園とか、近隣公園とか、地区公園のような一番身近なところですね、そういうもののがなかなかできていない。児童公園の場合だつたら二百五十メートルの範囲内で一ヵ所つくれというのですけれども、その範囲内で二ヵ所つくっちゃいけないということについては確かに該当しますが、じゃそこになければ本当につくらなければいけないんだ、三百メートル離れて、なかつたら今度次のところをつくらなければいけないんだといふふうにはなかなか進んでいないわけですね。

それともう一つは、これは国土庁になりますが、防災の関係でいろいろの対策が立てられておりましたが、なかなか公園がないために災害が起つたときには大変である。さっき大臣もそういうふうの総み合いで今後検討するというようなお話をございましたが、そういう一つの基準どおりにやることについては、現状がどうなっているのか、今後そういうことについては少々予算等がかかります。

でもそういうことに力を入れるのかどうか、その件についてお伺いしておきたいと思います。  
○吉田(泰)政府委員 大規模公園などは、市街地を離れたような場所でまとまって用地も取得でき整備も逐次進めしていくようなことができやすいのでは、一人当たりに換算したときにかなり数字が伸びる要素があります。それに比べておっしゃるような児童公園、近隣公園、地区公園、こういった身の回りの住区基幹公園は、市街地の真ん中に、遠くに歩いていかなければならぬのでは役に立ちませんので、どうしても地価の高いところ、空き地もろくにないようなところにもあえてつくっていかなければならぬということでお、進み方がおくれていることは事実であります。たとえば児童公園などは、私ども本来は人口一万人当たり四カ所、距離で言えば二百五十メートル歩けば最寄りの児童公園に行けるということを考え、それを基準として政令にも掲げてあるわけですが、それも、現状ではちょうどその半分ぐらいであります。児童公園に行けるということを考えて、それを五カ所という程度にまでは伸びますが、近隣公園、地区公園についても同様でありますと、一万人当たり二・一カ所程度であります。今一度の五カ年計画を完遂しますと一万人当たり二・五カ所という程度にまでは伸びますが、近隣公園、地区公園についても同様でありますと、一万人当たり二・一カ所程度であります。こういう既成市街地内の公園の確保は非常に重要でございまして、小さな空き地でもきめ細かに捨つてとにかく公園らしくつくっておくとか、あるいは区画整理などの機会をとらえて公園用地を生み出していくとか、そういったことをぜひひらなければならぬと考えております。

あって良好な自然景観が破壊されておるのが現状だ、それを直すために都市整備用地先行買収事業の一環としてその景勝地の買収を行つておるけれども、その事業費が余りにも少なくてなかなかそういうことができない、こういうぐあいに言われておりますね。

またもう一つの問題としては、これは兵庫県の国定公園でございますが、氷ノ山後山那岐山国定公園が昭和四十四年の四月十日に指定を受けたわけでございますが、なかなかこれも保護していくべく特別保護地区あるいは第一種特別地域に規制を強化していただきたい、そして今後、そういうツッキノワグマとかシカとかイヌワシとか、あるいはまた木で言えばブナの天然林であるとか、国内にとっても非常に貴重な自然景観であるので、そういうものを極力やつていただきたいということと、またそういうものを見にくるときに、国設のスキーサー場であるとか、あるいはまた森林の保健体育機能を促進するためのキャンプ場だとか宿泊施設等、総合的なレクリエーション等ができるようなことをとも考えていただきたい。これは全国いろいろなところでいろいろな要望があると思いますが、この二点について環境庁にお伺いしておきたいと思います。

○土屋説明員 第一点の民有地の買い上げについての拡大ということでございますが、現在私どもに与えられている枚は六十億ほどございまして、それでは四十七年度から公有地化をしていく次第でございます。

それから、後山那岐山の国定公園につきましての一種、二種、これは昭和五十年度から国定公園にもこの制度を拡大してまいりましたので、そういう地域であれば検討することは可能であるということになつてまいります。

それから、第三点のレクリエーションのための施設に対する補助、これは現在も施設整備ということで私の方の予算がついてございまして、二八の一の補助で実施をいたしております。

○新井委員 では時間ですから、最後に、今回の

五ヵ年計画では一万四千四百ヘクタールの土地を新たに取得するということでございますが、これを見ていきますと、昭和三十一年から昭和五十年までの十九年間で約一万九千三百ヘクタールの用地しか公園用地としてはできてないと思います。これはデータはちょっとはつきりしませんが、私の調べたところではそうなっておりますが、新たにこの五ヵ年で一万四千四百ヘクタールの土地を取得する場合に、先ほどから言われております国有地とか、あるいはまた米軍の返還土地であるとか、地方公共団体が先行取得した土地であるとか、いろいろなことが考えられるわけでございますが、実際この予算内で一万四千四百ヘクタールの土地というものを大体どういう形で取得しようとしているのか、その件をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 三十一年から五十年まで二十年間に、あることはありますけれども、もともと昭和四十六年以前、つまり第一次の五ヵ年計画が始まるとまではほとんど予算も微々たるものでございまして、四十七年以降ようやく五ヵ年計画の仲間入りをして、しかしこれも、最初の五ヵ年計画は実質八千億という非常に小さな規模であつたわけでございます。今回一・九倍くらいに伸ばして一兆五千四百億ということになりましたが、伸び率は大きいのですけれども、絶対額ではまだまだ他の公共施設に比べて劣るということです。

まあしかししながら、今回の大幅な伸びによって過去十九年間ですかね整備量に近いような規模が本当にできるのかという点につきましては、わずか五ヵ年八千億の枠の規模の第一次五ヵ年計画であっても、しかも非常に単価が上がった時代であります。それにもかかわらず四年間で八千三百ヘクタールを新たに開設したわけでございますから、今度の計画でなければ一万四千四百ヘクタールというのはあながち無理な数字ではないと思います。

公有地の活用、それから河川敷の活用、こういうものは從来もやっておりましたが、今回も大きく述べておきまして、その國公有地の中には先ほど來御指摘のあった米軍基地跡地とかいうものもありまして、大蔵省当局でも國有財産審議会等で相当考慮していただきてきているわけでございまます。その他、土地区画整理事業とか面開発事業をやる場合に、これは三%取るということになつておりますので、まあ一人当たりに換算すれば平均三平米程度になる程度のものではありますが、それにしてもいわゆる住区基幹公園、なんんぞく児童公園や近隣公園といった、一番身近な公園がこれによって確保できる。最近はそれに公園の予算を継ぎ足しまして、せっかく区画整理等を行なう場合に、そういう公園予算を継ぎ足すことによつて、三%を5%なり6%にするというような努力もしているわけでございます。

そういうことで、從来の四十六年以前のことはいざ知らず、四十七年以後四年間の実績等を考えれば、私どもは用地取得の面でも努力によつて実現可能と考えてゐる次第であります。

○新井委員 では、終わります。

○渡辺委員長 渡辺武三君。

○渡辺(武)委員 わが國の国土の総面積からいきますと七〇%以上が緑に覆われてゐるわけでござります。この状態は私は、近代的な重化學工業国から見れば世界の中でも有数な部類に入る、三指の中に入ると思います。ところが、実際にわれわれの生活空間の中の緑を見て、いきますと、残念ながらどんどんじりになつてしまふ、こういう状況であるわけでござります。そうなりますと、これは明らかに為政者の責任が非常に大きい、こう言わざるを得ないわけでございますが、この辺はどのよううに感じ取つておられるでしょうか。

○竹下國務大臣 確かに御指摘のとおり、日本列島全体でいわゆる山林の占める比率、こういうものは自然条件の中での緑の國であるとそれなりには言えると思うのであります。私の故郷などはまさに緑の中に私がほこんと存在しておる、こういう

ような地方であります。しかし、国民全体の多くは生活のニーズの中で物をとらえてみれば、確かに国土陥落にして人口の多いという宿命的な問題も大きな要因にござりますものの、政治の責任が皆無であったと私は思いません。その都度その都度の国民のニーズにこたえて、そのニーズの変化というものが今日高度経済成長の夢から冷やされ、そして減速経済というものの中に自分たちの暮らしというものをこれから位置づけていく場合には、成長型から暮らし型へと、きょう決定いたしました今後の経済計画に至るまことにそういう変化をしておると思うのであります。

今度の計画が戦後確かに六回目かと思ひます。最初の所得倍増計画に始まりまして、そういう思想の流れといふものはまさしく画期的な変化であった。その画期的変化に基づいてできた経済計画の中では、私はこれから政策といふものがその上に乗って、国民のニーズにこたえられる豊かな生活環境といふものを持つていくことがわかれわれに課せられた大きな使命である、このよう認識をいたしております。

○渡辺(武)委員 私は、従来の発想をやはり転換をした方がいいのではないかと思うのは、いま申し上げましたように、国土の七〇%以上が緑に覆われてゐる。しかし、もちろん地形の関係でそれを直ちに生活空間の中に取り入れることがむずかしいということはわかりますが、しかし反面、わざかばかりの山林が削られることによって環境破壊というような大きな声が持ち上がってきてしまつた。これは、いわばそのわずかばかりの山林の緑を破壊をすることのみにとどまつておるからそういう声が出てくるのであって、それらをやはり本当に生活空間の中に取り入れるためには、やはり大手術が必要になつてまるわけですね。前田中首相のようなああいう日本列島改造論的な発想があるわけですから、これはあるはずだ。それがどう取り入れる方法、これはあるはずだ。それがどう

先のことをやつておるために、なかなか一人当たりの公園面積というものが拡張してこない。第二次五ヵ年計画を見てみましても、最終年度においても四・五平米ですか、いわばずっと以前に決めました一人当たり六平米という基準にすらまだ達していない。一人当たり六平米というものが、国際的に見た場合、これまた相当低い数値なんですね。国際水準から見て非常に低い目標値であるにもかかわらず、いまから先の五年間たってもまだまだそれに遠く及ばないというような実は計画であるわけですね。にもかかわらず予算面も大変に微々たるものだ、こういうことでございまして、特に緑は生活に潤いを与えるのみならず、いわば都市においては防災的な役割りを果たす。これは非常に大切なものであるわけでございます。いろいろ大地震が来た場合にどうするかというようなことも論議をされますが、そういう場合にも、やはり防災上の見地から見ても、こういう都市公園の拡大ということ是非常に重要な面を持つておるわけでございます。ところが實際には、いまから五年間たって第二次計画が完全に遂行できたとしても四・五平米、こういうことでございますから、果たしてこれでいいのだろうかという気さえ実はするわけでございます。

日本列島全体に自然美とそして人工美とで調和のとれた交通ネットワークというよつたものが完成されましたならば、あるいは東京にお住みになつておる方も、たとえば先般の連休等に数千万の人が旅行をしたと同じごとく、当然のこととして福島県の緑に接していくことも容易な行動半径の中へ入つていくであろう。そういう考え方に対し、そりやういう問題はお互いがふるさとというもの意識する場合に、日本列島全体をふるさととしてある種の意識転換を行ったときに初めて愛するに足る国土というものが出てくるのではないか、こういうとらまえ方の緑といふのが一つあると思うのです。

それからいま一つは、まさに暮らしそのものでありまして、窓を開けたら緑が見えた、あるいはアパートの窓から公園に遊んでいる子供の姿が見えた、こういう暮らしそのものの緑、この二つがあろうかと思うのです。

最初の緑の問題というのは、私は自然破壊といふようなことは、自然美と人間のつくった人工美といふものは必ずやそれ以上のまた新しい美といふものを創造していくだけの力が日本人にはあるというふうに受けとめ、そしていま直接この公園法に関係のあります、いわゆる窓を開けたら緑が見えた、そういう形というものについては、やはり暮らしそのものを中心とした中の暮らしがビジョンとして緑というものをとらまえていかなければならぬ。なるほどこのシェアは多少ふくれておりますけれども、何分にも少ない予算でござりますので、今度の計画でも私は十分であるとは決して思つておりません。しかし、その中で工夫をしながら政策執行を行つていった場合、狂乱物価とか、そういうふうなものにさいなまれた前期の公園計画のようだ、金目は別といたしまして、事業を見込んでの新たな発想に基づいた計画でござりますだけに、私はそういうことが実行可能なことをしました経済計画も、おおむね六年前後の成長率を見込んでの新たな発想に基づいた計画でござりますだけに、私はそういうことが実行可能なもの

○渡辺(武)委員 いま大臣のおっしゃいました考  
え方の二つは大変重要なんで、そのどちらを選ぶ  
かということではなくて、その二つは実際は二つ  
ともに必要なんですね。だから、既存の森林なり  
山林なりを利用した国民の広場というものも必  
要でしょし、一面、やはり過密化をしてきてお  
ります都市の中に緑を持ち込む、それを防災的な  
効用を兼ねながら国民の憩いの場とする、それが  
身近なところにある、あるいは一家がそろって休  
日に少々遠出をして楽しむ、こういう二様な面が  
あるわけでござりますから、そういう面では、両  
方を兼ねあわせて進めていかなければならぬの  
ではないか。そうすれば、少なくとも総体的に見  
て相当量が緑に覆われているわが国は、面積は少  
ないとは言ひながらも、工夫の仕方によつては相  
当私は国民一人当たりのいわば憩いの場としての  
緑地はふやし得るのだ、こう考えられるわけです  
ね。

それが諸外国と比べて国際水準的に見てきわめ  
て低劣だということ自身が、実は逆に不思議なく  
らいであります。それに土地政策の問題、いろ  
いろな問題がからんでくるでございまして、特に  
ども、それらはやはり全体として進捗に対しても支  
障のあるような問題をあわせ解決をしていかなければ  
ならぬ、こういうことでございまして、特に  
私どもが先年行いました国土利用計画法なんか  
も、まさにそういう考え方を導入しておるわけで  
ございまして、国土の利用計画にまでさかのばつ  
てこういうものをやはり考えていかなければいけ  
ないのでないか。特に地価の抑制もこれは重要  
な役割りを果たすわけでございますね。たとえば  
公園の造成は用地取得費をもつてはほ完成といわ  
れてるくらい、用地取得費というのは相当金が  
かかるわけですから、そういう意味では土地政策

いうもののも並行的に強力に行われなければならぬ。ところが、地方自治団体が設けようとする都市公園の用地費の補助率を見て、いかぬ状況にありますと、いまなおきわめて低率である。三分の一というような額。地方財政が非常に逼迫しておるときですから、これではかけ声だけかけておっても実際にはその緑地、広場、公園としての確保ができるいかぬ率は早急にもっと高めてもらわなければいかぬわけですが、どういう御決意でしようか。

○竹下国務大臣 先ほど来もお答えいたしましたわけでございますが、私なりにも、この三分の一というものは計画を実行していくためには地方自治体の負担がいかにも大きい、地方自治体にいぶん御迷惑をかける、こういう結果になるという認識は十分持っているわけであります。大体横並びで同程度のもので一体何が三分の一であろうか、こう思つて見ますと、公園というのも地域社会の中においてはもうすでに義務教育と同じよう位置づけられるべき問題である、そういう受けとめ方をしますと、たまたま義務教育諸学校の用地費が三分の一の負担になつておるわけであります。ところがそれをさらに検討してみますと、人口急増地域というものはその補助率のかさ上げをしまして二分の一にしているわけであります。したがつて私は、これは一つの取つかかりだなあと思って、昨日以来事務当局と勉強をいたしております。何かそういう取つかかりというものがないだらうか、いずれ五十二年度予算の際に大蔵省と知恵比べをしなければならぬということになりますと、災害基本法に基づいて中央防災会議というものが国土庁に存在をしておる。その中央防災会議というものが地震等の防災対策の地域等を指定して、その地域に対してもできることならばこれを経済五ヵ年計画の投資額の外でやる。投資額の中でありますと事業量が今度は減つてしまりますから、投資額の外でやる。たとえば国土庁に存在する調整費のごときものによつて、それに上乗せしていくというような知恵比べもしてみなければなりません。

ればいかぬじゃないか。知恵比へをまだ半年も前から中外に宣明をするというのもおかしな話でございますが、そういうこともきのう以來検討してて、何とか知恵比へをして、そういう点の改善も逐次図つていかなければならぬ、このように考えております。

○渡辺(武)委員 国民の欲している都市公園、緑、こういうものが一日も早く、少なくとも経済大国になったというその誇りを持つならば、生活面でも少なくとも国際水準に早く追いつくような努力、これは当然なされなければならないわけでござりますから、そういう面を怠つておりますると、本来の意味で国民生活の向上を願いながら産業の発展をいたしましても、結局はそれは生活破壊につながるのではないかといふ批判を受けてしまふわけですから、結果的に見て私は、そういう一面がおくれているがゆえにそういう批判になってしまふ、こう思ひざるを得ないわけです。どうかその辺十分に認識をなされて、経済成長より以上に、数倍の勢いをもつて生活環境の整備に尽力をして、いたたくことを特に要請をいたしまして質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

次回は、来る十九日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和五十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則に次の一項を加える。

(既存住宅の購入を目的とする賃付金等に係る

8 住宅の総戸数に関する割合  
住宅金融公庫は、当分の間、毎事業年度、この法律による改正後の住宅金融公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項の規定による貸付金に係る住宅の総戸数に対し既存住宅（同法同条同項に規定する既存住宅をいう。）の購入を目的とする貸付金及び同法第二十一条第一項の表一の項に規定する政令で定める貸付金並びにこの法律による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項に規定する政令で定める貸付金に係る住宅の総戸数の占める割合については、「一割を超える」とことならないようにしなければならない。

## 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案

**住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案**

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和五十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則に次の一項を加える。

(既存住宅の購入を目的とする貸付金等に係る